

有道会公認料交付内規

(趣旨)

第1条 この内規は、曹洞宗選挙規程による宗議会議員の選挙が執行された場合に、有道会が大本山永平寺系宗議会議員の内、議員会員（候補者を含む。）に交付する公認料に関して、必要な事項を定めるものとする。

(公認の決定)

第2条 有道会の公認は、会長が執行部に諮り決定する。

(公認料)

第3条 公認料は、100万円とする。

(公認料の交付)

第4条 公認料の交付日は、会長が決定し交付する。

附 則

- 1 この内規は、平成14年7月29日から実施する。
- 2 この内規の変更は、平成22年3月29日から実施する。

有道会慰労金給付内規

(趣旨)

第1条 この内規は、曹洞宗選挙規程に規定する大本山永平寺系宗議会議員の内、議員会員（以下「議員」という。）に有道会が給付する慰労金に関して必要な事項を定めるものとする。

(慰労金の算定並びに金額)

第2条 議員に給付する慰労金は、当選日から退任日までの年数に応じて算定し、その慰労金を次のとおり定める。なお、死亡による退任の場合は、死亡日をもって退任日とし慰労金を支出する。

年 数	慰労金
8年以上	100万円
7年以上8年未満	80万円
6年以上7年未満	70万円
5年以上6年未満	60万円
4年以上5年未満	50万円
3年以上4年未満	40万円
2年以上3年未満	30万円
1年以上2年未満	20万円
1年未満	10万円

(慰労金の給付日)

第3条 慰労金の給付日は、会長が決定し給付する。

附 則

- 1 この内規は、平成14年7月29日から実施する。
- 2 この内規の変更は、平成22年3月29日から実施する。